

議案第41号

負担付寄附の受納について

次のとおり負担付寄附を受納する。

令和3年2月26日

西脇市長 片山 象三

1 寄附の目的

医師会と行政が連携し、地域住民の保健、医療、福祉の向上に資する事業等を実施する拠点施設として活用するため。

2 寄附を受ける財産

健康福祉連携施設2階において、一般社団法人西脇市多可郡医師会が建設負担金を支払った部分（299.01㎡）

3 寄附者

西脇市和田町 688番地

一般社団法人西脇市多可郡医師会 会長 村上 典正

4 寄附の条件

健康福祉連携施設2階で一般社団法人西脇市多可郡医師会が使用する諸室（224.13㎡）を同医師会に令和3年4月1日から30年間無償で貸し付けること。

参考資料（議案第41号関係）

1 寄附を受ける財産の概要

一般社団法人西脇市多可郡医師会が建設負担金を支払った部分
299.01m²（別紙1）

（内訳）

- ・ 医師会専用部分179.40m²
- ・ 共用部分（361.45m²）のうち医師会負担分119.61m²相当

2 貸し付ける財産の概要

一般社団法人西脇市多可郡医師会が使用する諸室 224.13m²（別紙2）

3 一般社団法人西脇市多可郡医師会が西脇市に対して納めた建設負担金の額

100,000,000円

4 無償貸付期間

令和3年4月1日から令和33年3月31日まで

